

沼津市立北部保育所給食調理等業務委託  
契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

**1 目的・趣旨**

本業務は、市立北部保育所の給食調理等業務を委託することにより常に安定した人員配置をすることで、業務の危機管理、衛生管理体制の向上を図るものである。また、民間企業の専門的且つ高い技術及び知識により、食物アレルギー及び食中毒等の事故防止の徹底を図る。

業務の実施に当たっては、従来と変わらない「安全安心でおいしい給食」を提供するための、十分な経験や衛生管理面でのノウハウなど、高度な専門性を持つ現場責任者を中心とした有能な人材の配置が求められるとともに、安定した給食運営を提供しつつ、一定の経費でより質の高い給食を提供する効率的な業務体制が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「沼津市立北部保育所給食調理等業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※最も優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

**2 契約の概要**

- (1) 業務名 沼津市立北部保育所給食調理等業務委託
- (2) 運営概要

献立	原則 3 種類（乳幼児食、離乳食中期、離乳食後期） （アレルギー対応食は受託業者によって別献立を作成し対応）
施設名	沼津市立北部保育所（沼津市高沢町 13-28）
建物	2 階建て
調理場の概要	・ドライ方式 調理場の概要は、別紙「北部保育所調理室図面」のとおり
食数	約 150 食
対象歳児	0 歳児～ 5 歳児
給食実日数	平日 248 日 土曜日 52 日 計 300 日（1 年間）
給食時間	午前おやつ：10:00 昼 食：0～2 歳児…11:00、3～5 歳児…11:15 午後おやつ：15:00 延長おやつ：18:00
その他条件	・市栄養士の作成した献立に従い、受託業者が食材の発注・検収及び調理業務を行う。（一部食材の発注を除く。） ・アレルギー対応献立については、受託業者と所長等の協議をもとに献立を作成し、受託業者が調理・提供を行う。

- (3) 業務内容 調理、配食及びそれらに付随する業務（食材の発注及び検収、食器等の洗浄・消毒、残滓及び塵芥の処理、検食の確保と保管、施設・設備の清掃及び日常点検、日報等の事務処理ほか）  
詳細は、別紙「沼津市立北部保育所給食調理等業務委託公募仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和7年10月1日（水）から令和10年9月30日（土）まで
- (5) 提案限度額 契約上限額 3年間 81,464,328円（消費税及び地方消費税を含む）  
なお、参考見積書の金額が契約上限額を超過した場合は失格とする。  
地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約  
各年度の契約上限額は以下のとおり（食材費は除く）

令和7年度（10/1～）	13,577,388円
令和8年度	27,154,776円
令和9年度	27,154,776円
令和10年度（～9/30）	13,577,388円

本プロポーザルに係る契約は、令和7年度予算の成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかった場合は、契約を取りやめる。また、予定より予算の議決が遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。なお、契約の取りやめ又は遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

### 3 問い合わせ・書類提出先

沼津市市民福祉部福祉事務所こども未来創造課

（〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内）

担当 川田・中村

電話 055-934-4818 FAX 055-934-0345

E-mail [kosodate@city.numazu.lg.jp](mailto:kosodate@city.numazu.lg.jp)

### 4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年沼津市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 児童福祉施設給食調理業務の受託実績がない者（児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に定める施設）
- (7) 児童福祉施設給食調理業務で、過去3年間（静岡県東部保健所管轄区域の児童福祉施設にあっては6年間）に、食品衛生法の規定による営業停止の処分を受けた者
- (8) 本プロポーザルに係る説明会に参加できない者

## 5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和7年2月3日（月）ホームページに掲載
2	説明会参加申込	令和7年2月3日（月）から 令和7年2月10日（月）までに電子メールまたはFAXで
3	説明会	令和7年2月13日（木）15時00分 沼津市立北部保育所（沼津市高沢町13-28）
4	質問受付	令和7年2月13日（木）から 令和7年2月19日（水）17時までに電子メールで
5	質問回答	令和7年2月25日（火）17時までにホームページに掲載
6	プロポーザル参加申込期限	令和7年2月28日（金）17時必着
7	プロポーザル参加承認及び 選考会当日案内の通知	令和7年3月3日（月）12時までに電子メールで
8	企画提案書の提出期限	令和7年3月18日（火）17時必着
9	選考会	令和7年3月24日（月）予定
10	選定結果の通知	令和7年3月27日（木）予定
11	契約締結	令和7年4月中 予定

## 6 本プロポーザルに係る説明会

業務の内容や選定方法について説明する。説明会への出席がプロポーザル参加の条件となっているので注意すること。出席に当たっては、説明会参加申込期限までに説明会参加申込シート（様式1）を「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（電子メールまたはFAXのいずれか）すること。

なお、説明会及び現場立ち入りは各業者2名までとする。調理場立ち入りの際は、業務用白衣、帽子、マスク、履物等（通常調理場へ入る時と同様の服装）及び保菌検査証を持参すること。また、本保育所には来客用専用駐車場がないため、公共交通機関もしくは有料駐車場を使用すること。その他説明会の詳細は、説明会参加申込後に連絡する。

## 7 質問受付・回答

### (1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付の期間中に、質問書（様式2）を電子メールにより提出する。会社名、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。また、電子メール送信後は、トラブル防止のため、質問書を提出した旨を「3 問い合わせ・書類提出先」へ必ず電話連絡すること。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電子メールで受け付ける。

### (2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

## 8 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期限までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4) (5) (6) (7) は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式5）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- (1) 参加申込書 1部（様式3に代表者印を押印したもの）
- (2) 沼津市立北部保育所給食調理等業務委託 同種業務実績票（様式4） 1部
- (3) 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式6）
- (5) 登記簿謄本等 1部（申込日から3か月以内に発行されたもの）
  - ・法人登記をしている事業者は、履歴事項全部証明書の写し
  - ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し
- (6) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- (7) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出）  
（市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出）
  - ①市税納税証明書
    - ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
    - ・個人事業者の場合は、市県民税納税証明書（最新のもの）
  - ②固定資産税納税証明書（最新のもの）
  - ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
    - ・法人登記している事業者は、「その3」又は「その3の3」を提出
    - ・個人事業者の場合は、「その3」又は「その3の2」を提出

## 9 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には、選考会の当日案内及び自社名として提出書類に記載する記号（例 A社、B社…）を併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時まで「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

## 10 企画提案等

### (1) 事前提出書類等

以下の書類を企画提案書の提出期限までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ①企画提案書 正本1部 副本8部
- ②参考見積書（別紙参考見積書様式に代表者印を押印したもの） 1部

### (2) 提出方法及び提出期限

令和7年3月18日（火）17時必着（郵送可）

### (3) 提出書類の作成要領（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書は、別紙「沼津市立北部保育所給食調理等業務委託公募仕様書」に基づく業務を実施するにあたり、これまでの実績等を踏まえ、以下の①から⑤までの項目について、具体的な実施手法や体制、提案内容を記載すること。

- ① 児童福祉施設給食に関する基本的事項
  - ア 給食に関する考え方・抱負
  - イ 児童福祉施設における同種業務実績
- ② 危機管理体制
  - ア 調理事故防止策（食中毒、ノロウイルス、異物混入等）
  - イ 食物アレルギー事故防止策
  - ウ 調理場での事故発生時の対策と連絡体制
- ③ 安全衛生対策
  - ア 安全衛生対策に関する基本的な考え方
  - イ 衛生管理
- ④ 業務実施体制
  - ア 人員の配置（責任者及び副責任者として配置する者の能力、急な欠員の補充や代替体制）
  - イ 給食開始までの運営（人材の確保を含む）
  - ウ 教育・研修体制（研修計画、従事者に対する教育等）

⑤ 自由提案

ア 費用対効果の考え方（参考見積書は別途提出）

イ 給食の充実・向上及び食育推進（本調理場での独自の取り組みや専門的な技術に基づいた事業提案等）

(4) 提出先

「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出する。

(5) その他、注意事項

- ・期限までに提出がない場合は、プロポーザルを辞退したものとみなす。
- ・本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ・公募仕様書「18. 委託料の算定及び支払い方法」の別添2「支払表別表」（給食提供が中止、または提供食数が長期かつ持続的に減少することが見込まれる場合の管理費の減額）については、契約候補者の選定後、市と契約候補者の間で協議し決定するため、企画提案書には盛り込まないこと。
- ・企画提案書は全体でA4サイズ20ページ以内とし、ページ番号を付すこと。
- ・企画提案書は、A4両面コピーで左端を2か所ホチキス止めすること。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。
- ・企画提案書は、正本のみに事業者名を記載し、副本にはプロポーザル参加承認時に通知された記号のみを記載すること。また会社名が推測される表現は避けること。
- ・見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ・提出後の提案内容の修正は一切認めない。

## 11 選考

(1) 選考方法

- ① 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、市が設置する選定委員会において評価基準（別紙）により総合的に評価を行い、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。
- ② 評価点が最も上位の者との契約交渉が不調となった場合は、次点の者と協議を行うものとする。
- ③ 審査委員の合計点を平均した点数が60点を超えるものがいなかった場合には、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別紙「評価基準」のとおり。なお、参考見積書は金額を直接評価しないが、項目⑪の参考資料として扱うものとする。

(3) 選考会（プレゼンテーション）

- ① 日時 令和7年3月24日（月）10時～16時（予定）
- ② 会場 沼津市役所 703会議室（予定）  
駐車場有（市営香貫駐車場）

③ 内容 プレゼンテーション 15分、質疑応答 15分

④ 出席人数 3人まで

※うち1人は、配置予定の責任者もしくは調理場の運営・立ち上げ等に関わる指導者・支援者（エリア担当者）であること。

(4) その他

- ・プロジェクター及びパワーポイントの使用は不可とし、ボードを用いての説明はA1版サイズを上限とする。
- ・発表時間等は1参加者につき30分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。
- ・プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。
- ・会社パンフレット等、プレゼンテーション当日の持ち込み資料は受け付けない。

## 12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに文書にて通知するとともに、沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

## 13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等を提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に会場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

## 14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

また、契約においては本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、沼津市はこの契約を解除することができる旨の特約を含めるので注意すること。

## 15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに業務開始までの実施計画書(実施体制、連絡体制、工程など)を作成し、市の承認を得ること。

## 16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する可能性があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

## 17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 選定結果に関する疑義は、受け付けない。
- (3) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿(業者名簿)に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (4) 企画提案書に記載した責任者等を変更する場合には、事前にこども未来創造課に届け出るものとする。